### 移動等円滑化取組報告書(鉄道車両)

(令和5年度)

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 井 上 敬 章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道(その他)	現行車両につきましては、貨車(トキ25000)の改造客車であり、以前から「高齢者、障害者等の移動円滑化の推進に関する関する法律」等に基づき、車椅子スペース、車間転落防止設備等を設けてきました。しかし、更に推進するためには車両の大改造が必要であり、施工するとなれば長期間の運休が発生することとなります。今後は後継車両(2026年度末頃予定)の製作場面で、公共交通移動円滑化基準省令に適合した車両が投入できるよう計画を進める。	しては、新型コロナ の影響を受け、ゼロ ベースで検討を継続 した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
実地訓練の実	マニュアルにもとづきスムーズな乗降ができるよう、乗務	乗務員・駅職員への
施	員・駅職員への実地訓練を実施	実地訓練を実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、 旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇 に関 する民間資格 を持 つ職員の増強	・ユニバーサルマナー研修を毎年複数名受講させ、総務部及び鉄道部運輸課への配置の増強を図る。	鉄道部運輸課の配置 の増強

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ の情 報更	障がい者割引運賃をHPで分かりやすく開示準備が遅れていたが、今年度上期には完了させる。	障がい者割引運賃を HPで分かりやすく 開示

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客に関する 社員 を対象とした 研修	6月に部外講師によるユニバーサル研修を2名受講させ、 社内に展開する。	部外講師による研修実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲 示	バリアフリーに関する各種ポスターの掲示	ポスターの掲示

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために	(1)	と併せて講ずべき措置の実施状況

・運輸課長を中心に施策の進展を図る

# (3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

## (4) その他

中長期経営計画と連動させ毎年ブラッシュアップを行う。

#### Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供し ている編成数 (両)	公共交通移動等円 滑化基準省令に 適合した編成数 (両)	車椅子スペースの 数が公共交通移 動等円滑化基準 省令の規定を満た している編成数	便所のある編成 数	便所のある編成 の うち車いす対応型 便所のある編成 数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
普通鉄道(その他)	編成 1 (両)	編成 0 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	0 編成1(両)	0 編成 0 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成

- Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項 (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、か
  - つ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対

  - し50%以上出資している中小企業者である。

 $\bigcirc$ 

### 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(2023年度)

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 井上 敬章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
トロッコ嵯峨駅	駅舎内の警告ブロックの整備	完了
トロッコ嵐山駅	多目的トイレの呼び出しボタンの新設	施工の都合上、20
トロッコ亀岡駅	多日的ドイレの時の山しかタンの利散	23年度に実施予定

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの更新	必要に応じてマニュアルの更新を実施	更新項目なし
実地訓練の実 施	マニュアルに応じた訓練の実施を計画	2023年度に実施予定

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様 や障がいをお 持ちのお客様 に関する民間 資格を持つ係 員の増強	ユニバーサルマナー研修受講の慫慂	2023年5~6月に2名 受講を計画

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様や 障がいをお持ち のお客様へのご 利用案内の明確 化	当社のホームページにバラバラに記載されている項目を集 約し、わかりやすいものへ改修する。	2023年6月完了予定

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客を担当す る社員への研 修の実施	高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様への介助方法等に ついての教育を実施する。	2023年度に実施予定

# ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

- C -> 30 (X=10) (->	中4711日10月7日3月1日3月1日3月	
対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲出	バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出	継続して掲出する

		2 (1)( 2 2 2 4 4 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(2) 移動等円滑化の促進	を達成するために(1)	と併せて講すべき措置	の軍権状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

# (3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

## (4) その他

中長期的な経営に関する警悪と連動させ、毎年取組みを進めていく。

(令和4年度)

住 所 京都市右京区崃峨天竜寺車道町事 栗 者 名 嵯峨野観光鉄道株式会社 代 表 者 名 代表取締役社長 井上 敬章 I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入) が赤くなる DTO: 意用 **連合** (令和5年3月31日現在) 前年度進捗状況 (現在の基準に対する適合状況) 0 所在都道府 県市町村 鉄道事業 者名 0 都道府 23区·郡 町·村県 ·市 ·区 ▲ 0 1 0 - o - o 嵯峨野観光 トロッコ嵯峨 駅 嵯峨野観光 線 京都府 京都市 右京区 1,487 人 基 1 (1) 箇所 O O O 嵯峨野観光 | 口73嵐山 駅 嵯峨野観光 線 京都府 京都市 右京区 1,088 人 箇所 0 | 嵯峨野観光鉄道 トロッコ保 駅 嵯峨野観光 線 京都府 京都市 西京区 箇所 × 7 人 〇 0 - 0 嵯峨野観光鉄道 トロッコ 亀岡 駅 嵯峨野観光 線 京都府 亀岡市 篠町 2,528 人 (1) 箇所 〇 〇 〇 〇 0 0 0 0 0 0 - 0 箇所 箇所 箇所 線 箇所 箇所 線 線 箇所 線 基 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 線 箇所 箇所 線 箇所 箇所 線 箇所 箇所 箇所 線 基 箇所 線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 線 箇所 線 箇所 箇所 箇所 線 箇所 線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 線 箇所 箇所 線 基

> 箇所 箇所

箇所 箇所

基

基

線

### 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(2023年度)

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 井上 敬章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	0